

予算決算常任委員会委員長報告

去る3月1日及び2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案12件です。議案につきましては、各分科会におきまして慎重な審査を行い、各分科会長から報告を受けた後、報告に対する、質疑、討論、採決を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

1 審査年月日 令和4年3月11日(金)

2 場 所 議 場

3 出席委員 今関公美、湯沢美恵、桜井 卓、村田裕子、
金森すみ子、岡村有正、松島修一、日高英城、
高橋伸治、中村洋子、保角美代、渡邊良太、
滝瀬光一、諏訪善一良、大嶋達巳、島野和夫、
岸 昭二、加藤勝明、黒澤健一

4 審査結果

「議案第2号」令和4年度北本市一般会計予算については、修正案を可否同数のため委員長裁決により可決すべきものと決定しました。
また、修正部分を除く原案を賛成多数により可決すべきものと決定しました。

「議案第3号」令和4年度北本市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第4号」令和4年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第5号」令和4年度北本市国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第6号」令和4年度北本市介護保険特別会計予算については、賛成全

員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第7号」令和4年度埼玉県央広域公平委員会特別会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第8号」令和4年度北本市公共下水道事業会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第17号」令和3年度北本市一般会計補正予算（第15号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第18号」令和3年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第19号」令和3年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第20号」令和3年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第21号」令和3年度北本市介護保険特別会計予算（第3号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第2号」について

初めに、総務文教分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) 企業版ふるさと納税事業の委託内容についての質疑に対し、「企業版ふるさと納税をすることによる企業の利益を整理し、寄附候補企業のリストアップを行うもので、その後、寄附候補企業へのプロジェクトの提案を行い、実際に寄附していただいた後もフォローアップを行いながら継続して寄附につなげ

る事業である。なお、本事業は、寄附金額の10%に相当する額に消費税を加算した額を委託料として支払う成果報酬型を想定している」とのことでした。

(2) **北本駅西口ビルエレベーター更新事業に係る費用負担とスケジュールについての質疑**に対し、「株式会社ジェイアール東日本都市開発と負担金に関する協定を結んでおり、工事費3,910万5,000円に対し、本市が60.5%、株式会社ジェイアール東日本都市開発が39.5%の負担としている。また、本事業は、「みんなに親しまれる駅づくり事業補助金」の対象事業で、補助対象経費の2分の1の県補助金1,180万円が充当されるため、市の負担は約1,189万円を想定している。工事のスケジュールについては、できるだけ年度当初の実施を考えており、約1か月半の工事期間を要する予定である」とのことでした。

(3) **(仮称)市民活動交流センター整備事業はどのような計画に基づいて実施するのか**との質疑に対し、「現在策定中の(仮称)市民活動交流センター整備基本計画に基づき実施するものである。この計画の内容については、勤労福祉センター、コミュニティセンター、保健センター、母子健康センター等を集約した施設となる計画で、既存の教育センター、障害児学童保育室、石戸第二学童保育室のほかに、学習・市民交流・勤労福祉ゾーン、高齢者レクリエーションゾーン、市民活動を支援するゾーン、新たな発見と出会いを見つけるゾーン等を設置する予定である」とのことでした。

次に、健康福祉分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) **学童保育室管理運営経費の民設放課後児童クラブ運営費補助金及び民設放課後児童クラブ利用者補助金の内容と、事業者に補助金が支払われるタイミング**についての質疑に対し、「民設放課後児童クラブについては、現在、西小学校と南小学校の2か所を対象に、令和4年4月1日から開設するため準備を進めている。運営費補助金は、40人規模を想定し、1年間の運営費補助2か所分、2,137万4,000円を計上している。利用者補助金は、利用者に対して市が補助金を交付して、市の学童保育室に設けられている所得等に応じた利用料と同

等の費用負担とすることを想定し、132万円を計上している。また、運営費補助金は実績に応じて支払う形になるが、概算払いを可能とするので、必要があれば対応し、最終的に精算することを考えている」とのことでした。

(2) **新中央保育所整備事業における令和4年度の実施内容についての質疑**に対し、「現在、実施設計を行っているところであり、実施設計により実際の工事内容が確定し、予定価格が積算されることになる。令和4年度は、建設工事を着工し、令和4年6月の定例会で契約議案を提案する予定である。議決後、外構工事を含めた建設工事を令和4年度中に完了させ、令和5年度に入って備品類を調達し、夏頃に開所を予定している」とのことでした。

(3) **予防接種事業に新たに追加される带状疱疹ワクチンの内容及びHPVワクチン接種の状況についての質疑**に対し、「带状疱疹ワクチンについては令和4年度から予防接種補助金の対象ワクチンに加える予定である。带状疱疹ワクチンは1回法と2回法の2種類あり、1回あたり4,000円まで、2回法は2回接種で8,000円までの補助をする予定である。想定人数は対象年齢50歳以上3万5,000人の1%、350人分を見込み、1回法を7割、2回法を3割と想定して予算計上している。また、HPVワクチンについては予防接種委託料に計上しているが、補助金の対象には加えていない」とのことでした。

次に、建設経済分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) **高齢者ごみ出し支援事業の内容と委託事業者についての質疑**に対し、「令和2年7月から一般廃棄物を収集場所まで出すことが困難な市民に対して実証実験をした結果、利用者数が大幅に増え、市が住民サービスとして実施することの妥当性及び有効性が認められたため、運搬業務委託料として376万3,000円を計上したものである。委託先としては、北本リサイクル事業協同組合を予定している」とのことでした。

(2) **交通安全対策補助金の内容についての質疑**に対し、「令和3年12月に創設された補助制度で、令和4年度は、補助対象として4か所の交通安全対策

を実施する。現在のところ国庫補助率100分の55となる予定で、通学路の安全総点検の結果、小学校通学路における対象実施箇所が44か所あり、そのうちの市道部分36か所に係る経費を計上した。また、単年度で全ての危険箇所の対応は難しいことから5年計画で進めることとしており、毎年度申請して補助金の確保に努めていく」とのことでした。

(3) 久保特定土地区画整理事業見直し事業関連予算の内容についての質疑に対し、「久保特定土地区画整理事業見直し案の方針に基づき、区画整理事業から除外する区域について、地区計画案の調査検討を行うための調査業務委託料として569万8,000円、西仲通線の西側迂回及び南2号線の廃止に係る都市計画道路見直し検討業務委託料として1,455万3,000円、西仲通線の西側迂回について都市計画変更に向けた路線測量業務委託料として203万7,000円を計上しており、合計で2,228万8,000円である」とのことでした。

(4) 地区計画案の策定に係る調査業務委託料について、区画整理除外区域は地区計画をかけないと除外できないのか、また、除外区域全体に地区計画をかけるのかとの質疑に対し、「必ずしも地区計画をかける必要はないが、埼玉県市街地整備課作成の区画整理事業区域を変更する場合の取扱基準では、一部除外した区域については地区計画をかけることが望ましいとされていることから実施するものである。また、除外区域全体ではなく、除外区域内の遺跡エリアを除いた残りの周辺住居エリアに対し地区計画をかけていく」とのことでした。

健康福祉分科会会長報告に対して、「民生費の生活保護扶助経費のそれぞれの扶助の人数について」、「衛生費における帯状疱疹ワクチンの予算について、1回法の有効性は約50%で5年経過で低下、2回法の有効性は約90%で効果は9年と言われているが、1回法を3割、2回法を7割と積算した理由について」の質疑がありました。

質疑を終了し、討論に入る前、委員より委員長に提出された本案に対する修正案について趣旨説明がありました。修正案の内容は、「土木費の都市計画費

のうち、調査業務委託料及び測量委託料の一部に要する1,659万円の歳出予算の減額を行うとともに、財政調整基金繰入金について1,659万円の減額を行うこと」でした。

なお、修正内容については、別紙の修正案を御参照いただきたいと思います。

修正案に対して、「計画変更にあたり、市民説明会や広報で内容が示され、地域の方からは見直しに反対の意見はない。また、今回の予算は令和3年3月に可決した都市計画道路西仲通線の整備促進に関する決議の内容にも沿っていると考えるが、なぜ今回修正するのか」、「これは元の計画通り実施すべきということなのか、それとも遺跡の範囲は区画整理から除外したうえで道路だけまっすぐ通すということなのか、またはそれらを含めていったん立ち止まって再考しようということなのか」、「今回の修正で、都市計画道路の見直しに関する部分だけ削除する理由について」、「地元説明も進んでいる中で、ここで都市計画道路の見直しを止めるという修正は、一刻も早く終わらせるということからむしろスローダウンしてしまうのではないか」、「今回の修正により、区画整理地内や地区計画内に関わってくる道路に影響は出ないと考えているか」、「都市計画道路の変更のための調査費を修正削除しているが、地区計画は策定するというのでよいか、また、このことで一刻も早く区画整理事業を進め、執行部から説明があった6年工期の短縮を目指すという趣旨でよいか」などの質疑がありました。

原案に反対・修正案に反対の討論が1件ありました。

◎「議案第3号」について

(1) 歳入歳出全般に関して、予算規模が増大している要因についての質疑に対し、「要因の一つは保険料の改定で、後期高齢者医療広域連合が令和4年度から均等割額を4万1,700円から4万4,170円に、所得割率を7.96%から8.38%に、賦課限度額を64万円から66万円にそれぞれ改定するものである。もう一つの要因は高齢者人口の増加に伴う被保険者の見込み数の増加で、令和4年度は

1万1,577人、前年度比530人の増を見込んでいる」とのことでした。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第4号」について

(1) 事業費のうち土地区画整理費に関して、調査設計委託料及び測量委託料における西仲通線を迂回する関連予算の具体的な調査内容についての質疑に対し、「デーノタメ遺跡のエリアを区画整理区域から除外することによって、調整池の位置や道路の配置が変更になるため、新たな土地利用計画図を作成する業務委託料として262万2,000円、また、区域除外した後の新たな区画整理区域とその面積を確定させるための測量業務委託料として1,058万2,000円を計上した」とのことでした。

建設経済分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第5号」について

(1) 国民健康保険税に関して、保険税率の改定による影響額と保険税軽減分の見込みについての質疑に対し、「改定による影響については、令和3年度と比較して現年課税分は9,299万4,000円の増額となり、財政調整基金繰入金は1億5,447万5,000円の減額となっている。保険税軽減分の見込みについては、国や県からの負担金が未就学児軽減分を含め8,200万円の増額となるので、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金を増額している」とのことでした。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、本案に反対の討論が1件ありました。

◎「議案第6号」について

(1) 施設介護サービス給付費が大幅に増額となった要因についての質疑に対し、「介護福祉施設サービス費負担金、いわゆる特別養護老人ホーム分について、1施設100床の施設が整備される予定を見込み、7,851万6,000円の増となっている。また、介護保健施設サービス費負担金、いわゆる介護老人保健施設分について、年齢を重ねることにより利用が伸びていく傾向があるた

め8,272万7,000円の増額を見込んでいる」とのことでした。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第7号」について

総務文教分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第8号」について

(1) 下水道事業収益に関して、下水道使用料前年度比減の要因についての質疑に対し、「第2条業務の予定量を基に積算しており、人口減少により年間有収水量が1万7,000立方メートル減少する予想で、735万5,000円の減、率にして1.4%の減を見込んでいる」とのことでした。

建設経済分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第17号」について

初めに、総務文教分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) 市税に関して、個人市民税及び法人市民税が補正増となった要因についての質疑に対し、「令和3年度当初予算積算時には、新型コロナウイルス感染症による市税収入への影響が不透明だったが、個人市民税については、実際には給与所得に大きな落ち込みが見られず課税実績にも大きな落ち込みがなかったことが要因である。法人市民税についても、新型コロナウイルス感染症の影響で増収増益となった企業があったことや、当初予算で見込んだほど事業者の業績の落ち込みがなかったことが要因である」とのことでした。

次に、健康福祉分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) 民生費のうち児童福祉費に関して、学童保育室管理運営経費の新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業補助金の内容についての質疑に対し、「この補助金は、小学校の学級閉鎖などに合わせて、該当する児童の利用自粛等に対して利用料の減免を行う指定管理者に交付する補助金で、今回、497万9,000円を計上しているが、予算の対象と考えているのは、学級閉鎖等があった1月中旬以降から年度内の3月までの期間である」とのことでした。

次に、建設経済分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) 一般廃棄物処理施設調査委託料が当初700万円で計上のものを260万円補正減とした理由についての質疑に対し、「中部環境保全組合で実施される予定の調査が、当初予算で実施しようとした調査内容と重複することが予想されることから、北本市のごみ減量につながる施策等を検討するための調査費として令和4年度に440万円を繰り越して実施したいと考えている」とのことでした。

各分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第18号」について

(1) 歳入歳出全般に関して、減額補正の主な要因についての質疑に対し、「後期高齢者医療広域連合が当初見込んでいた軽減対象者が、死亡や転出等の異動により減少したことに伴い、軽減額が減少し、納付金の額が確定したことによるものである」とのことでした。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第19号」について

(1) 事業費のうち土地区画整理費に関して、工事請負費の街路整備工事について、補正減となった具体的な工事内容についての質疑に対し、「当初12路線、707メートルを予定していたが、国の補助金が予定よりも少なかったことで、6路線、440メートルの街路整備工事になったため減額するものである」とのことでした。

建設経済分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第20号」について

(1) コロナ禍の影響による減免措置に対する国及び県の補助金の内容についての質疑に対し、「令和3年度実施分の財源として、国の災害等臨時特例補助金が補助率10分の6で281万7,000円、県の特別交付金が補助率10分の4で187万9,000円がそれぞれ交付されるものである。なお、県の特別交付金については、過年度分の確定に伴う減額分79万9,340円を差し引いて、107万9,000円を

計上している」とのことでした。

健康福祉分科会会長報告に対して、「県支出金の保険給付費等交付金の特別交付金の内容について」、「国民健康保険財政調整基金繰入金を繰り入れた後の基金残高について」、「国庫支出金の災害等臨時特例補助金の内容について」の質疑がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第21号」について

(1) 居宅介護サービス等給付事業経費の減額の主な要因についての質疑に対し、「通所リハビリテーションについては1か所に利用者が集う形のため、新型コロナウイルスによる利用控えの影響により減少している。また、短期入所生活介護などの要介護者のショートステイについても利用控えの影響があったと考えている。結果として5,888万円の補正減となった」とのことでした。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

以上報告いたします。

令和4年3月15日

予算決算常任委員会
委員長 黒澤健一

北本市議会議長 工藤日出夫様

「議案第2号」令和4年度北本市一般会計予算に対する修正案

「議案第2号」令和4年度北本市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中、「22,343,000千円」を「22,326,410千円」に修正する。

第1条第2項中、「第1表 歳入歳出予算」を別紙のとおり修正する。

令和4年3月11日 提出

提出者 予算決算常任委員 加藤 勝 明

提出者 予算決算常任委員 松島 修 一

提出者 予算決算常任委員 島野 和 夫

予算決算常任委員会委員長 黒澤 健 一 様

別紙

「議案第2号」令和4年度北本市一般会計予算に対する修正案

第1表を次のとおり修正する。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
18 繰入金			1,349,554
			1,366,144
	1 基金繰入金		1,349,554
			1,366,144
歳 入 合 計			22,326,410
			22,343,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
8 土木費		1,606,925 1,623,515
	4 都市計画費	1,150,627 1,167,217
歳 出	合 計	22,326,410 22,343,000

(参考) 令和4年度北本市一般会計予算 修正案に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
18 繰入金	1,349,554 1,366,144	1,197,419	152,135 168,725
歳入合計	22,326,410 22,343,000	21,478,178	848,232 864,822

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	1,606,925 1,623,515	1,465,440	141,485 158,075	43,232	276,100	84,064	1,203,529 1,220,119
歳出合計	22,326,410 22,343,000	21,478,178	848,232 864,822	5,002,507	932,800	1,777,110	14,613,993 14,630,583

2 歳 入

第 18 款 繰入金

第 1 項 基金繰入金

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 基金繰入金	1,349,554 1,366,144	1,197,419	152,135 168,725	1 基金繰入金	1,349,554 1,366,144	財政調整基金繰入金	783,410 800,000
計	1,349,554 1,366,144	1,197,419	152,135 168,725				

3 歳 出

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節	説明	
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	133,260 149,850	124,132	9,128 25,718			手 2,858 繰 1,500 諸 77	128,825 145,415	12 委託料 11,066 27,656		
						手 2 諸 76	11,432 28,022			11,510 28,100
								まちづくり事業業務経費 (都市計画政策課)	10,983 27,573	
								諸委託料	9,235 25,825	
								・調査業務委託料	6,571 21,124	
								・測量委託料	2,664 4,701	
計	1,150,627 1,167,217	1,064,803	85,824 102,414	31,630	85,400	18,709	1,014,888 1,031,478			